

上小地域医療連携ネットワークシステム利用マニュアル

【はじめに】

上小地域医療連携ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という)は、処方、注射、検査結果等の診療情報を患者さんの同意のもと公開し、閲覧施設の診療に反映させることで安全で高品質な医療を提供し、地域医療の質の向上を目指すものです。

なお、このマニュアルは、医療、調剤薬局、介護、福祉施設（以下「施設」という。）等の診療情報閲覧施設を対象としたものです。

【入会から利用まで】

1. 参加の方法

- ・ネットワーク運営協議会会長に施設入会申請が必要です。協議会事務局宛に所定の様式で申請をして下さい。入会申請書類等は「上小メディカルネット」ホームページからダウンロードできます。
- ・受理後に「機器設定ヒヤリングシート」、「年会費のお支払いのご案内」を送付します。「機器設定ヒヤリングシート」の必要事項を記入し事務局にFAX又はメールをお願いします。
- ・事務局において協議会名で「ID-Link契約申込」を行う。

2. 必要な設備

- ①インターネット環境(光回線、ADSL、CATV、3G、4G(LTE)、WiMAX)と情報端末(PC、タブレット、スマートフォンなど)が必要です。
情報端末は、Windows(Vista以降)、Macintosh(MAC OS X 10.4以降)、iOS7以降が利用可能です。なお、一部のブラウザが使えない場合があります。「Windows+chrome(クロームと呼ばれるGoogle社のブラウザ)、Android」
- ②診療情報保護のためシステム内のウイルス感染を防止する必要がありますので、利用端末にウイルス対策ソフトを必ず入れて下さい。また、情報漏えいを防止するためファイル共有ソフト「Winny(ウイニー)」の削除をお願いします。(事務局から定期的に利用者に対して文書又は訪問してウイルス対策状況の確認、情報提供等実施いたします)

3. 機器設定と動作確認及び運用講習

- ・日程調整後に事務局より担当者が機器設定と動作確認に訪問いたします。
その際に、操作方法と診療情報の安全な管理等の講習を行います。
- ・機器設定に当たっては、ウイルス対策ソフトが導入されていることが必修になります。

4. アクセス専用ID、パスワード

- ・年会費(5000円)入金確認後に、「運用講習受講修了書」と利用者IDとパスワードをお渡しします。
- ・閲覧施設に1つのIDとパスワードを発行し、閲覧者が複数いる場合には職員登録が必要

になります。

5. 費用

(1) 初期費用

インターネット環境があれば接続可能です。

○新規にインターネット環境を作成頂く場合

- ・上記2. の①のパソコンの購入費
- ・参考としてBIGLOBE 「フレッツ光」 コースの場合

初期費用2,940円〔プロバイダ初期費用0円+回線初期費用2,100円+契約料840円〕

○アクセス方法により2案あり次のいずれかをお選び下さい。

①SSL証明書:無料

②0D-VPN (厚労省ガイドライン準拠)月額980円、初期設定費用84千円

(2) 利用料

○ネットワーク利用料年5,000円を当協議会にお支払い下さい。

○インターネット月額使用料は、事業者にお支払い下さい。

参考としてBIGLOBE 「フレッツ光」 コースの場合

月額費用4,358円〔プロバイダ月額料945円+回線月額料3,045円
+機器レンタル料368円+NTT回線使用料0円+屋内配線利用料0円〕

○ウイルス対策ソフトは、各施設において購入のうえ対応をお願いいたします。

【運用】

1. 対象患者登録

①同意の取得と登録

- ・診療情報開示施設は『参加同意説明書』により患者さんに説明の上、同意が得られたならば『説明同意書』に署名を頂き2部コピーして、原本を自施設のカルテに添付し、1部は患者さんへお渡しいただき患者さん自身で保管していただいでください。1部は診療情報閲覧施設にFAX又は急ぎでなければ持参、送付して下さい。
- ・<代理取得>病状により本人からの同意取得が困難な場合に限り、2親等以内の親族もしくは親権者のみの代理取得を認めております。

②『同意撤回書』の記載

『同意撤回書』の<かかりつけ医記載欄>には説明をした担当者氏名と施設名を記載してください。記載後に患者さんにお渡し下さい。

③患者さんにお渡しする書類<患者さん自身で保管するもの>『参加同意書』のコピー、『同意撤回書』

④登録完了のご連絡

対象連携施設より、登録終了後『登録終了通知』を貴施設へファックスしますので受信した時点で利用可能となります。

*患者さまの確認に時間がかかる場合があります。

フリガナ、生年月日、性別は正確にご記入ください。

なお、連携施設のID番号が記載されていれば迅速に確認が可能ですのでできる限り記載をお願いいたします。

⑤連携リストの報告

各施設の地域連携室においては毎月1日に前月分の連携リストを協議会事務局へ送付します。

2. 診療情報共有の撤回、閲覧不可

対象患者さんが以後の診療情報共有を希望しない場合はその時点で『参加同意撤回届』を共有先医療施設地域医療連携室へファックスもしくは郵送することで、共有を中止することができます。共有先医療施設地域医療連携室ではファックス受信もしくは郵送を受けた時点で連携機能を解除し協議会事務局に「診療情報共有同意撤回届」をファックスすることで一元管理します。

※撤回手続きが終了した時点で同意取得した医師及び患者さん宛、その旨ファックスもしくは郵送にてご連絡いたします。

3. システム障害等について

ID-Linkの操作についてのお問い合わせを（株）エスイーシー医療情報部システム部にお願いします。

4. 機種変更ならびに複数台設定に関して

協議会事務局にお問い合わせください。

【診療情報保護（個人情報保護）のための必須ルール】

診療情報は政府の個人情報の取り扱いの中でもっとも厳重に保護すべき情報の一つと認識されています。診療情報の共有は適切な連携により無駄のない高品質医療の提供に大いなる力を発揮しますが、その反面多量の重大情報が容易で迅速に流失する危険性があることは昨今の官民間わらない顧客情報流失事件が証明しています。

ただしこれらの情報流失事件においては外部からの不正アクセスやコンピューター上の不備、不具合を狙ったものではなく利用者のモラル欠如による流失がほとんどであります。

今回のシステム上においては情報流失を防止する可能な限りの仕組みは導入していますが、ヒトが利用する以上完全なものは存在しません。

システムを利用する上ではいままで以上に大切な個人情報を扱っている認識を常に新たにしておくことが必要です。利用規程を守り、極めて安全に運用することによって登録する上での信頼も培っていきたいと思います。

1. 利用者の制限

利用者はID、パスワードを付与された者のみとし貸し借りは厳禁です。閲覧者が複数いる場合には登録をお願いします。

すべてのアクセス内容はシステム上で記録されます。IDの管理を適正に行うことで不正アクセスの防止が可能です。

2. パスワードの更新

パスワードの変更が可能です。

3. パスワードの再発行

パスワードを忘れた場合等は、パスワードの再発行申請を協議会事務局にお願いいたします。新規パスワードをご案内いたします。

4. ログアウトの徹底

閲覧が終了したらその場ですぐにログアウトしてください。

*ログインしたままでは簡単に他人が閲覧可能となり、意図しない不正アクセスが発生します。

5. 診療情報再利用の禁止

表示されたデータを端末に保存することは禁止します。印刷しての利用も禁止です。患者さんが希望する際には、診療した病院で依頼するようご説明ください。

6. 不正利用時の対応

悪質な不正利用が確認された際には協議会にて協議の上、利用者権限を剥脱し以後再登録はできません。

7. 医療に関わるすべての行為は医療法等で医療機関等の管理者の責任で行うことが求められており、医療情報の取扱いも同様であります。医療情報の取扱いについて、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき適切な対応をお願いいたします。

8. 閲覧用パソコンを紛失した場合には、速やかに協議会事務局に届出をお願いします。

附則平成23年11月 8日施行

平成24年 1月24日改定

平成25年11月26日改定

平成27年 2月24日改定

平成30年10月 1日改定